

平成16年3月30日

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター

理事長 横 田 克 巳 様

横浜市長 中 田 宏



化学物質過敏症等対策について（回答）

さきに要望（2004年1月19日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1、2（1）（2）、3、4、8 本市では、公共建築物のシックハウス対策を推進するにあたり、平成14年11月から建設担当部局、学校を含む市民利用施設の管理担当部局を中心とした構成の「横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議」を設置し、情報交換及び全市的なシックハウス対策の推進について検討を重ねているところです。現在、この連絡会議の検討を踏まえ、横浜市が取り組む総合的な方針を示すガイドラインの策定を進めています。

◎ 作成中のガイドラインの概要

（1） 建築設計、工事施工管理

建設部局及び施設管理者は、建築設計や工事施工管理にあたって、使用建材等の制限や適正な換気量の確保などを行います。

（2） 什器の選定

施設管理者は、新たに什器等をを購入する場合は、ホルムアルデヒドなど科学物質の放散量が少ないものを選定します。

（3） 揮発性有機化合物等の室内濃度測定

施設管理者は、新築後に引渡しを受け、什器を搬入したときなど、揮

発性有機化合物等の室内濃度の測定を行い、安全を確認します。なお、厚生労働省指針値を超えた場合には、原因を調査するとともに、適切な対策を行います。

#### (4) 日常管理

施設管理者は、殺虫剤や床ワックス等の科学物質の使用について配慮するとともに、十分な換気を行います。

#### (5) 情報提供

施設管理者は、自らが行う室内濃度測定の結果を、連絡会議と連携してすみやかに公表するなど市民に情報提供します。また、連絡会議は、施設管理担当職員等へガイドラインを周知徹底するための研修を行うとともに、メーカー等の関係団体へシックハウス対策の働きかけを行います。

なお、ガイドライン作成後は、建設担当職員及び施設管理担当職員を中心とした職員を対象とした研修会を開催し、科学物質による健康影響等関連する情報等を周知するとともに、ガイドラインの周知徹底を図る予定です。

また、新築・改築等にあたらぬ既存建築物のうち揮発性有機化合物等の室内濃度測定を行っていない施設について、室内濃度測定の実施に向けて検討しています。

2(1) 学校の教室等の空気の化学物質検査については、「学校環境衛生の基準」に基づき、既設校への定期検査の実施、新築・増改築校への臨時検査の実施を通じて適切な学校環境の維持増進を図っています。

(2) 学校の工事に使う建材は、化学物質の放散量が低いものを使用するとともに、学校に対しては換気を励行することや、備品教材等の購入時には化学物質の放散量が少ないものを選定すること、児童生徒の健康観察をすること等を指導しています。

市立学校の新・増・改築及び改修工事に関して教育委員会では、その完成に際して、施工者が教室棟の空气中化学物質の測定を行い、判定基準以下であることを確認してから、建物の引渡しを受けています。その後、備品等の搬入を行った際に、教育委員会が臨時検査を実施して、さらに安全性を確認しています。

基準となる数値を超えた場合は、再検査を実施し、さらに基準値を超えた場合には、教室の使用を中止したうえで原因を調査し、適切な対策を行っていきます。

- (3) 「多数の者が利用する施設を管理する者」に対し、受動喫煙防止の努力義務を課す「健康増進法」が昨年5月に施行されたことに伴い、本市の施設を管理する各局に、法の趣旨を踏まえた対策を講ずるよう通知しました。

昨年7月の段階では、本市市民利用施設の6割弱が施設内を禁煙とし、その他の施設でも喫煙室の設置や喫煙場所の指定等の対策を講じています。今後とも、受動喫煙を防止するための方策を進めていきます。

- 5 生活保護についての相談は区福祉保健センター保護担当の窓口で随時行っており、就労が困難で最低生活が維持できないと判断された方に対しては生活保護を適用しています。

- 6 乳幼児健康診査やがん検診等で使用している区庁舎については、厚生労働省が指針値を定めた揮発性有機化合物等13物質のうち、使用されている可能性が高い6物質（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン）の測定を実施したところ、厚生労働省指針値を下回っていました。

集団で実施している健診等で個別の対応をとることは困難ですが、化学物質の影響を極力軽減するため、室内換気などについて十分注意していきます。

- 7 化学物質過敏症・シックハウス症候群への診療対応について、本市地域中核病院やアレルギー科を標榜している市内の病院に確認しましたが、専門的な診療をしているところはありませんでした。全国的にみても、専門外来のある病院はまだ数が少なく、横浜市近郊では下記の3病院となっています。

ご要望のような診療体制を構築していくためには、専門医やスタッフの養成・確保、クリーンルーム等医療設備の整備など多くの課題があると思われます。本市としては、公共建築物のシックハウス対策などの推進を図っていますが、今後、地域医療を推進していくなかで、市民の方々や医療関係者等への啓発のための専門医による研修・講演の機会の提供や医師会等との連携などの働きか

けをしていきたいと思っておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

◎ 化学物質過敏症の診療を行っている医療機関（横浜市近郊）

医療機関名	所在地・電話番号	備考
北里研究所病院 アレルギー科	港区白金5-9-1 電話：03-5791-6286	完全予約制
国立相模原病院 アレルギー科	相模原市桜台18-1 電話：042-742-8311	完全予約制
東京労災病院 シックハウス科	大田区大森南4-13-21 電話：03-3742-7392	完全予約制

9 換気の徹底や化学物質使用の配慮など室内環境におけるシックハウス症候群等を起こさない予防策について、各区の実情を踏まえ、各区福祉保健センター生活衛生課又は衛生局生活衛生課において開催する講習会等の中で啓発を実施しています。

また、シックハウス対策を推進する特定非営利活動法人や地元建築事務所協会と連携を図り、一般市民向けのシックハウスを普及啓発する講演会等の開催に対して、支援・協力しています。

この旨ご了承いただき、連署の皆様によろしくお伝えください。